

やまぐち自転車活用推進計画



令和元年 1 2 月
山口県

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 総論 | 1 |
| (1) 自転車活用推進計画の位置付け | 1 |
| (2) 計画期間 | 2 |
| (3) 自転車を巡る現状と課題 | 3 |
| ① 県民の自転車利活用に関する基礎調査 | 3 |
| ② 現状と課題 | 6 |
| 2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策 | 9 |
| 【目標1】自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 | 10 |
| 【目標2】サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 | 16 |
| 【目標3】サイクルツーリズムの推進による観光目的地やまぐちの実現 | 17 |
| 【目標4】自転車事故のない安心・安全な社会の実現 | 27 |
| 3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置 | 29 |
| 4. 自転車の活用に関する施策を推進するために必要な事項 | 29 |
| (1) 関係者の連携・協力 | 29 |
| (2) 計画のフォローアップと見直し | 29 |
| (3) 調査、広報活動等 | 29 |
| 別表（計画期間中に講ずべき措置） | 30 |

1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け

山口県では、活力に満ち、将来に希望を持って暮らすことのできる県づくりを推進するための総合計画である「やまぐち維新プラン」に基づき、美しい景観や整備された道路網などの本県の特性を活かしたイベントの開催やサイクルスポーツ環境の整備などを通じて、自転車を活用した交流人口の拡大を図るとともに、地球温暖化対策としての日常生活における自転車利用の促進や通学路等の安全確保対策など、様々な自転車利活用のための施策に取り組んでいるところである。

こうした中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする自転車活用推進法（平成28年法律第113号。以下「法」という。）が平成29年5月1日に施行され、同法第9条に基づく基本計画である「自転車活用推進計画」が平成30年6月8日に閣議決定された。

「やまぐち自転車活用推進計画」（以下「本計画」と言う。）は、法第10条に基づき、国の計画を勘案しながら、市町や関係団体、企業等と共に、観光・交流施策のみならず、日常利用、健康、環境など様々な分野に自転車の持つ役割を拡大しつつ、安心・安全な自転車の利活用を総合的かつ計画的に推進するための施策を定めるものである。

【参考：自転車活用推進法】

（都道府県自転車活用推進計画）

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

(2) 計画期間

法の目的及び基本理念にのっとり、本県の実情に応じた施策を策定し、国や市町と連携しながら自転車利活用の推進に関する様々な課題の解決を図るには、長期的な視点に立った着実な取組が必要である。

また、本計画の上位計画である「やまぐち維新プラン」では、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、進めるべき施策を明らかにし、計画期間を2022年度までとして様々な取組を推進している。

これらを踏まえ、本計画の計画期間については、長期的な展望を視野に入れつつ、2022年度までとする。

[上位計画]

| | |
|-----------|------------|
| やまぐち維新プラン | 平成30年10月策定 |
|-----------|------------|

[関連計画]

| 関連する県の計画 | 策定年月 | 分野 |
|------------------|--------------|------|
| やまぐち未来開拓ロードプラン | 平成28年6月 | 道路 |
| 山口県環境基本計画（第3次計画） | 平成25年10月 | 環境 |
| 山口県地球温暖化対策実行計画 | 平成26年8月 | 環境 |
| おいでませ山口観光振興計画 | 平成27年12月 | 観光 |
| 山口県スポーツ推進計画 | 平成30年11月(改定) | スポーツ |
| 山口県交通安全計画（第10次） | 平成28年4月 | 交通安全 |
| 山口県学校安全推進計画（第2次） | 平成29年12月 | 教育 |
| 山口県地域防災計画 | 令和元年5月（改定） | 防災 |

(3) 自転車を巡る現状及び課題

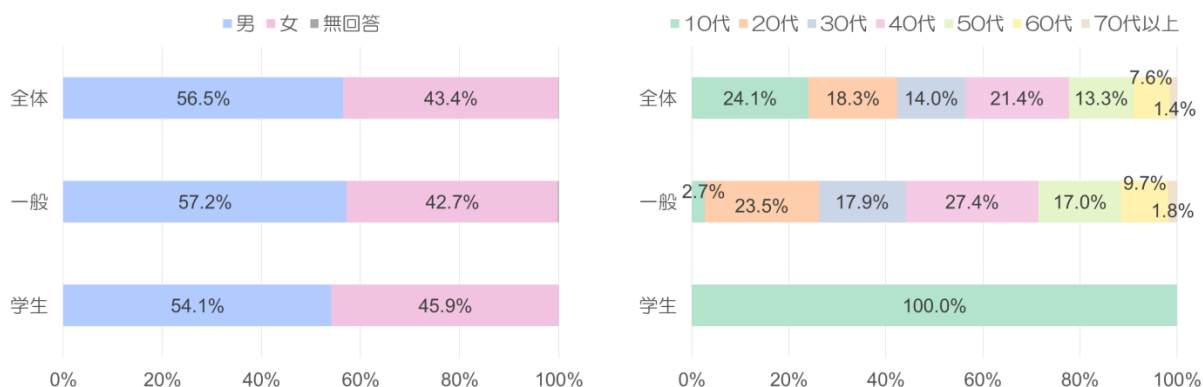
① 県民の自転車利活用に関する基礎調査

調査対象 山口県在住の10代から70代以上までの558人及び山口市内の学生(中学生・高校生)157人へアンケート調査を実施。

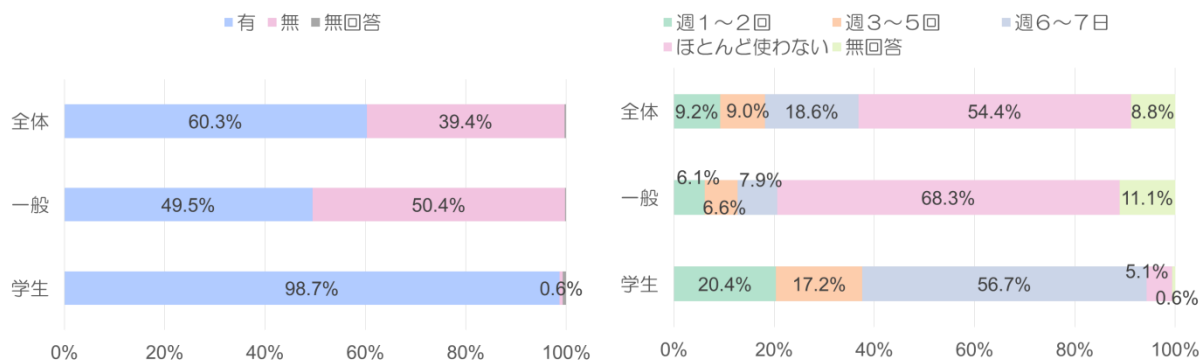
回答者数 715人

調査期間 平成31年2月～3月

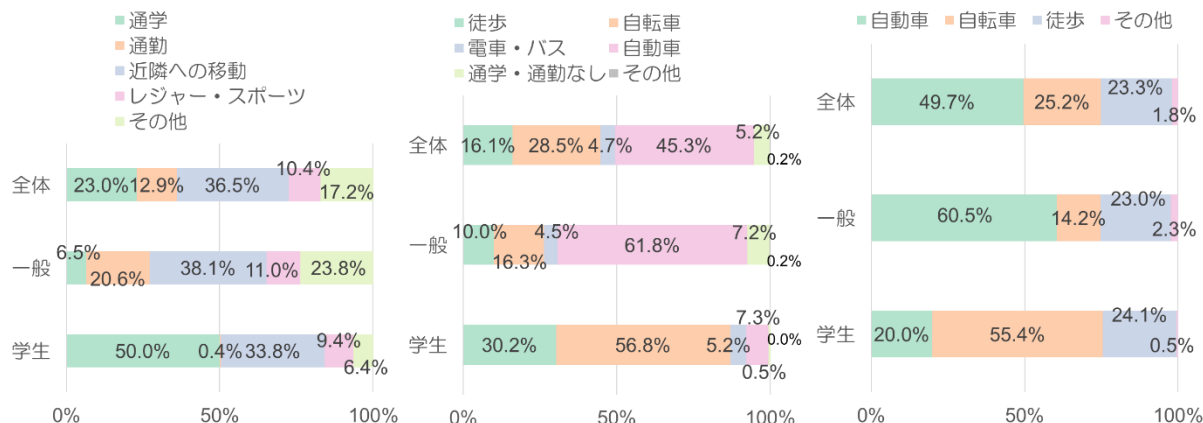
基礎項目(性別/年代)



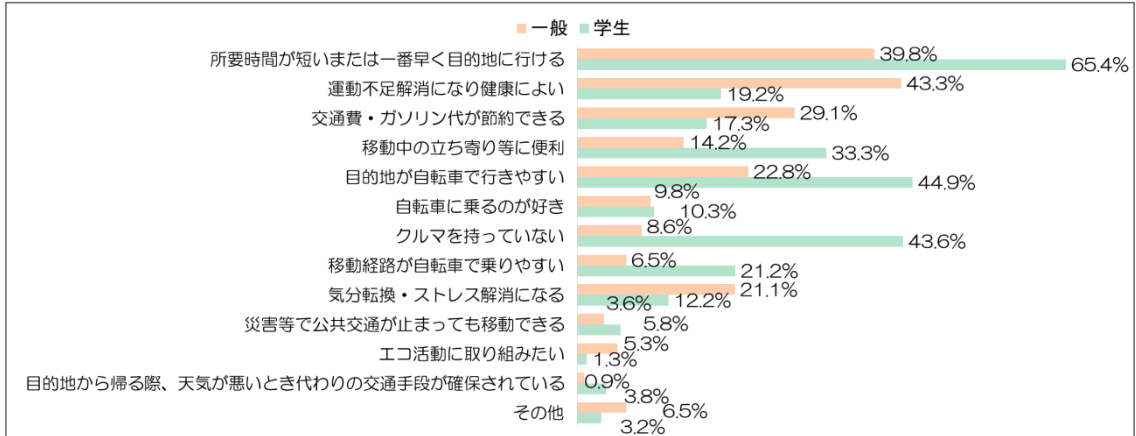
基礎項目(自転車所有/自転車使用頻度)



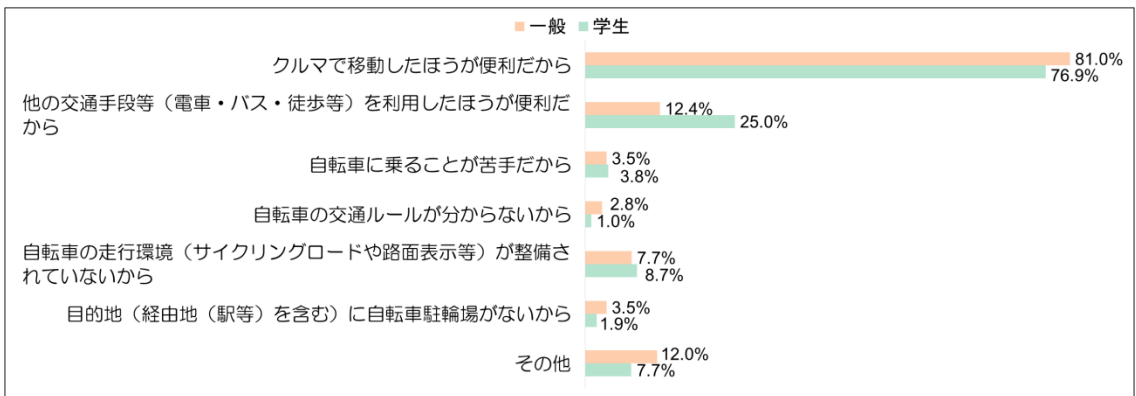
基礎項目(自転車使用目的/通学・通勤手段/近隣移動手段)



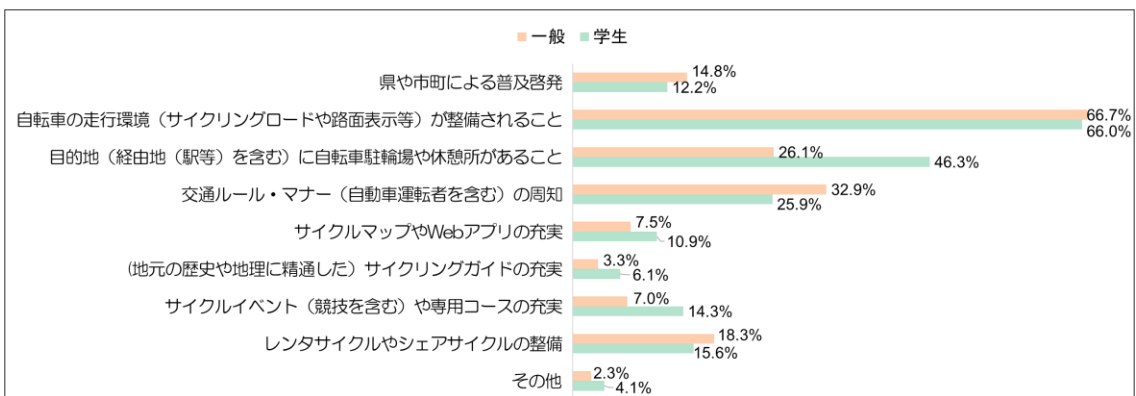
問1 移動手段に自転車を利用する理由（複数回答可）



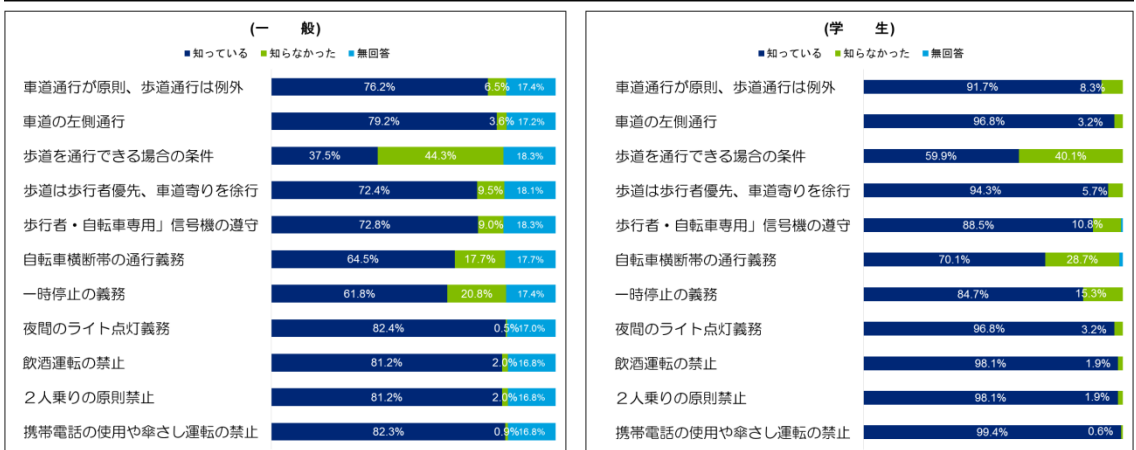
問2 移動手段に自転車を利用しない理由（複数回答可）



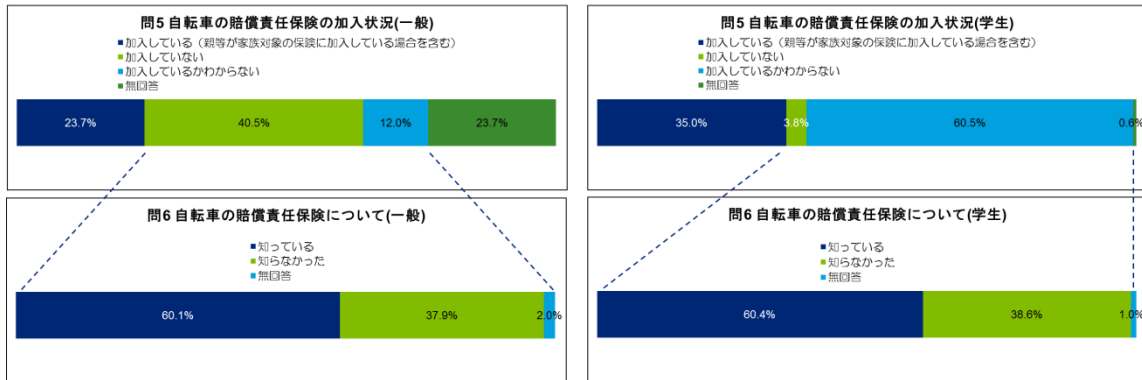
問3 自転車の利用回数を増やすために必要だと思うこと（複数回答可）



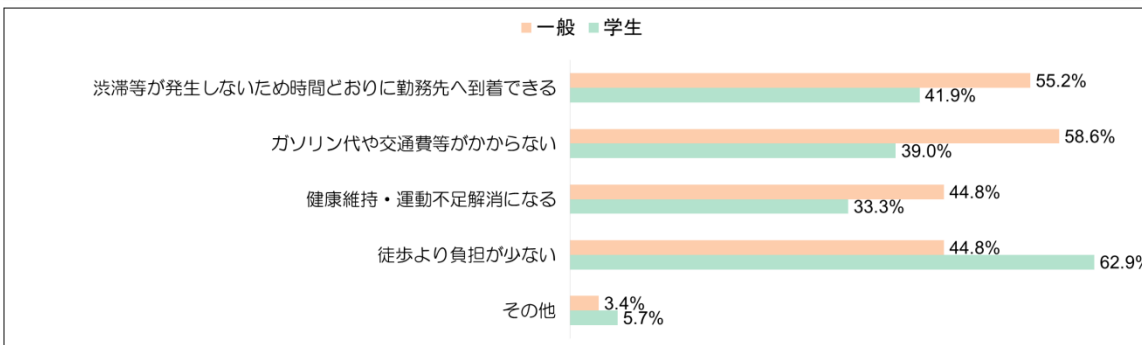
問4 自転車利用のルールについて



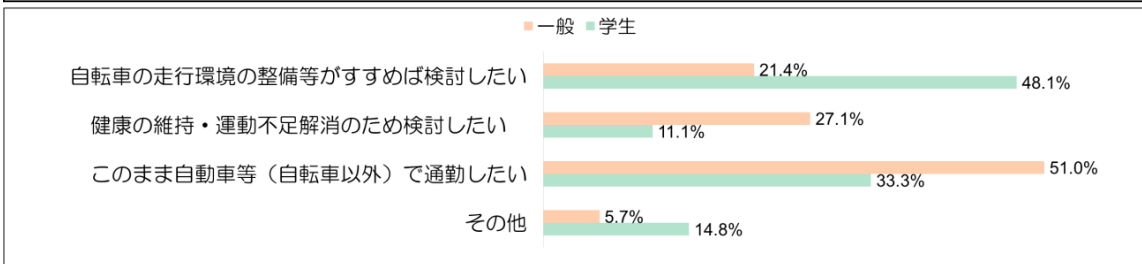
問5 自転車の賠償責任保険の加入状況について
 〈加入していない、加入しているかわからない方へ〉
 問6 自転車の賠償責任保険があることについて



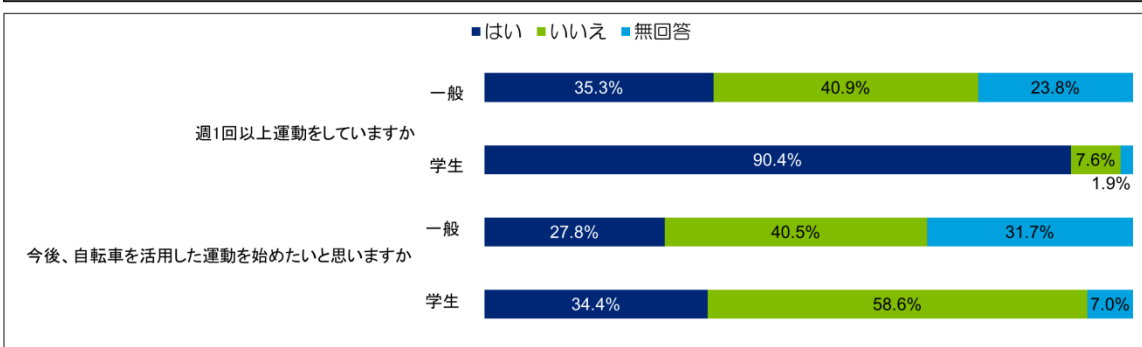
問7 〈現在、自転車で通学・通勤している方〉
 自転車通勤・通学のメリット (複数回答可)



問8 〈現在、自動車等(自転車以外)で通学・通勤している方〉
 今後、自転車通勤・通学を開始したいと思いますか



問9 運動習慣について
 (1) 週1回以上の運動
 (2) 今後、自転車を活用した運動を始めたいか
 ※既に自転車を活用している方は「はい」を選択



② 現状と課題

自転車は環境にやさしいモビリティであるとともに、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実等、人々の行動を広げ、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールでもある。

また、その利用目的は、買物や通勤・通学等幅広く、シティサイクルやスポーツタイプの自転車のほか、障害者も楽しむことができるタンデム自転車やハンドサイクル等、様々な自転車が普及している。このような暮らしを豊かにする自転車を巡り、現代社会が直面する課題は、次に示すように多様化している。

(都市環境)

自転車の利用促進を図るためには、自転車の利用環境を整えることが必要であり、歩行者と自転車が分離された自転車本来の通行空間の整備に取り組む必要がある。

全国では、平成19年から平成29年の間に、自転車関係する事故件数は概ね半減しているが、自転車対歩行者の事故件数は約1割の減少にとどまる等、自転車対歩行者の事故への対応が課題となっている。

このような状況にあって、全国の自転車の交通手段分担率は減少傾向にあり、公共交通機関が脆弱な本県においては、自動車への依存度が全国平均より高く、相対的に自転車分担率が低い。また、通学利用の多い未成年では自転車分担率が高いものの、成人後の利用は大幅に減少する傾向にある。さらに、路線バスの廃止等、地域公共交通サービスをめぐる環境が厳しさを増す一方、高齢者の運転免許証返納者数が年々増加し、高齢者の外出が減少する傾向がある。

今後、コンパクトシティの形成等のまちづくりを進める上で、身近でアクセシビリティ（利便性）の高い交通手段である自転車の利用促進は、地域を支える移動手段確保の観点から重要である。

また、身近な交通手段として、公共交通機関の利用との組み合わせを含めた自転車の利用を促進し、効果的に地球温暖化対策や渋滞対策につなげることが重要である。

（健康増進）

糖尿病が強く疑われる人や、高齢者の要介護者等数が年々増加しており、メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）やロコモティブシンドローム（運動器の障害）の予防等による健康寿命の延伸が大きな課題となる中、自転車は適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の予防が期待できるほか、年齢を重ねた時の歩ける身体づくりに資するものである。一方、子どもの体力・運動能力は依然として低い状況にあるとともに、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著となっていることから、手軽に運動できる自転車を活かし、身近でスポーツの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要である。

また、自転車による運動効果としてメンタルヘルスの改善も期待されており、健康経営の観点から自転車通勤が労働生産性の向上に寄与する可能性も秘めている。

さらに、タンDEM自転車やハンドサイクル等、障害のある人も利用できる自転車の普及や、これらを活用した障害者スポーツの推進を通じ、障害のある人自身の健康維持・増進や、社会参加の促進につながることを期待されている。

（観光地域づくり）

本県が有する美しい自然、景勝地、温泉などの資源や特性を活かしたサイクリングルートには、県内外のサイクリストに加え、韓国や台湾、タイなど、アジア地域を中心に、海外からのツアーも増えており、自由に県内を周遊する海外のサイクリストも見られるようになるなど、誰もが県内各地で四季を通じて、サイクルスポーツを快適に楽しむことができる「サイクル県やまぐち」の実現に向けて、着実にステップアップしている。

このような状況において、自転車を活用した観光地域づくりにはその取組の効果が現れてきており、引き続き、推奨するサイクリングルートにおけるサイクリストの受入環境や走行環境の整備に、民間事業者と連携しながら取り組む必要がある。

(安心・安全)

山口県における、平成26年から平成30年までの5年間の自転車乗用中の死者のうち、自転車側に法令違反が認められた割合は約7割と高水準である等、利用者の安全意識の醸成が課題である。このような状況において、自転車の安全利用を図るためには、交通ルールの周知と安全教育を推進することが重要であるとともに、自転車利用者がより安心・安全に自転車を利用できるような点検整備の促進や広報啓発を行うことも重要である。

さらに、東日本大震災の被災地では、発災後の移動手段として自転車の利用が増加していることや「サイクル県やまぐち」Projectの取組によるサイクルステーションが県内各地に整備されていること等を踏まえて、自転車が有する機動性を活かすことにより、災害時における地域の安心・安全を向上させることが必要である。

本計画では、自転車を巡るこれらの現状及び課題に対応するため、自転車の活用の推進に関する目標、実施すべき施策及びその達成に向けて計画期間中に講ずべき措置を定める。

【参考：自転車活用推進法】第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による県民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

法の目的や基本理念を踏まえるとともに、総論で述べた国の施策と連携を図りながら、市町や関係団体等と共に、自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり4つの目標を掲げる。

併せて、これらの目標達成のため、法第8条に規定されている「自転車の活用の推進に関する基本方針」を踏まえ、実施すべき施策を定める。

【目標1】自転車交通の役割拡大による 良好な都市環境の形成

- 暮らしやすいまちづくりを支援する道路環境の整備
 - ▽全ての人が安心・安全に移動できるよう、歩行空間のバリアフリー化、自転車通行環境の整備等の推進
 - 自転車を活用した豊かな県民生活の実現
 - ▽アプリの活用等による、日常生活での自転車利用を促進する取組の推進
- 〈維新プラン重点38〉快適で住みやすい生活環境づくりの推進
〈維新プラン重点39〉人と自然が共生する環境にやさしい県づくりの推進

【目標2】サイクルスポーツの振興等による 活力ある健康長寿社会の実現

- 県民の主体的な健康づくりを支援する仕組みの充実
 - ▽やまぐち県民一斉健康宣言による健康づくりに向けた機運の醸成
 - スポーツの振興
 - ▽地域で気軽にスポーツに親しむことができる環境の充実
- 〈維新プラン重点52〉健康づくり促進システムの構築
〈維新プラン重点45〉豊かな心身を育む文化・スポーツの振興

【目標3】サイクルツーリズムの推進による 観光目的地やまぐちの実現

- 「サイクル県やまぐち」を通じた交流の促進
 - ▽誘客拡大につながるシンボルイベントの誘致活動の推進
 - ▽県内を快適に周遊できる環境の整備や、ツアールートの設定
 - ▽近隣県との連携によるルート設定等、ツアー催行に向けた取組の推進
- 〈維新プラン重点45〉豊かな心身を育む文化・スポーツの振興
〈維新プラン重点24〉誘客拡大に向けた観光・交流施策の一体的推進

【目標4】自転車事故のない 安心・安全な社会の実現

- 子ども・高齢者の交通事故防止
 - ▽県民総ぐるみのマナー向上につながる県民運動の推進
 - 交通事故のない安全で安心なまちづくりの推進
 - ▽通学路等の歩道の整備や交差点の改良、踏切道の事故防止対策の推進
 - ▽自転車利用者に対する自転車保険への加入の促進
- 〈維新プラン重点59〉交通事故から県民を守る対策の推進



目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

本県の特徴を活かしたコンパクトなまちづくりと併せて、徒歩や自転車等のスローな交通を中心としたコミュニティを育むまちづくりを推進し、交通における自動車への依存の程度を低減させることによって、交通分野の低炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。

このため、自転車は公共交通とともに公共性を有するモビリティであることを踏まえ、それにふさわしい安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通機関との連携を強化し、自転車利用を促進する。

また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、通学利用にとどまらず、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる環境の創出を図る。

(実施すべき施策)

1. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進
2. 公共交通機関との接続を強化するためのシェアサイクル・レンタサイクルの普及の促進
3. 県及び市町と公共交通事業者の連携の強化による地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備
4. 国の社会実験等を踏まえた、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けた自転車のIoT化の促進
5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した交通分野の低炭素化や生活道路における通過交通の抑制、無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組の実施
6. 路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等による、自転車通行空間の確保

自転車通行空間の計画的な整備等

◆ 自転車通行空間の整備形態

| 整備形態 | 整備イメージ | 整備形態 | 整備イメージ |
|--------|---|--------------------------|---|
| 自転車道 | <p>緑石線等</p> <p>歩道</p> <p>自転車道</p> | 自動車と自転車とを混在通行とする道路(車道混在) | <p>ピクトグラム等を設置</p> <p>歩道</p> <p>車道</p> |
| 自転車通行帯 | <p>緑石線等</p> <p>カラー舗装等</p> <p>歩道</p> <p>自転車専用通行帯</p> <p>路肩</p> <p>車道</p> | 自転車歩行者道 | <p>カラー舗装等により、自転車の通行する部分を示す</p> <p>普通自転車歩道通行可の歩道</p> |

◆ 自転車通行空間の整備事例

| | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 【自転車道】 県道下関停車場線（下関市） | 【車道混在】 （矢羽根型路面表示） |
| | |
| 【自転車歩行者道】 県道岩国停車場線（岩国市） | 【大規模自転車道】 県道秋吉台公園自転車道線（美祢市） |
| | |

- 市町が作成する「自転車ネットワーク計画」等に基づき、公安委員会や他の道路管理者とも連携し、地域の課題やニーズ、交通状況等に応じた整備手法により、安全で快適な自転車通行空間の整備を進める。
- 歩行者や自転車利用者の交通事故対策を促進するため、自動車と自転車を混在通行とする場合（車道混在）には、必要に応じて、自転車の通行位置を示し、自動車に注意喚起するための矢羽根型路面表示等を設置する。また、自転車歩行者道を整備する場合には、カラー舗装等により、歩行者と自転車の通行位置を視覚的に分離する。

◆自転車通行空間の整備予定 〔路線名：県道山口小郡秋穂線〕

1. 現状と課題

当該区間は自転車歩行者道に指定されている箇所を自転車通行部分と歩行者通行部分に分離しているが、主に自転車通行部分の舗装の劣化により、自転車が歩行者通行部分を通行し、自転車と歩行者が混在する状況となっている。

【現況】



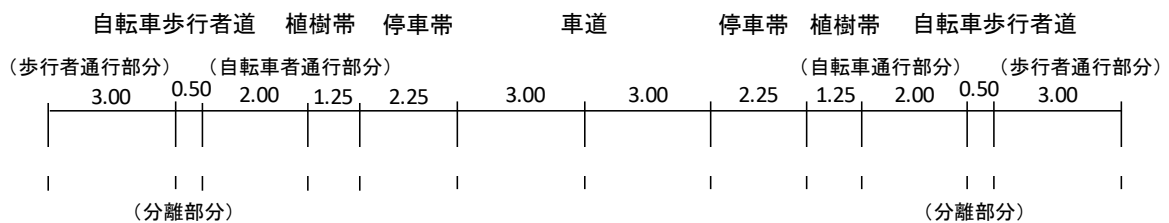
2. 事業概要

整備箇所：県道山口小郡秋穂線（山口市平井）

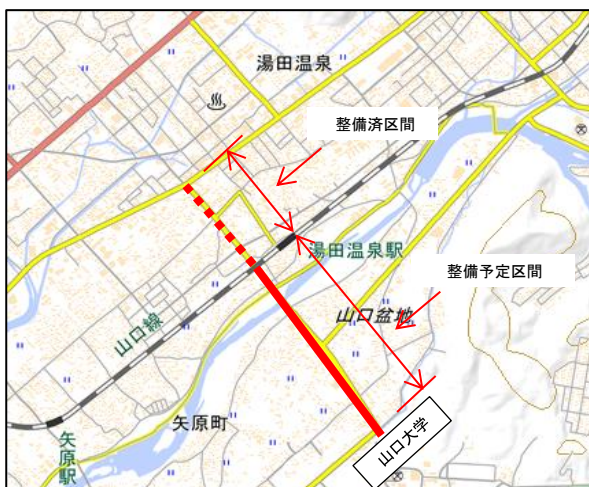
延長：L=0.6km W=24.0m

整備内容：自転車歩行者道の補修、通行区分標示

3. 横断面



4. 位置図



※この地図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）の一部を掲載したものである。

5. 整備予定



自転車通行部分の劣化箇所を補修することにより、快適な自転車通行空間を確保し、自転車と歩行者の通行空間の分離を促し、自転車も歩行者も安心して安全な通行が可能になるように整備する。

〔路線名：都市計画道路新山口駅長谷線〕

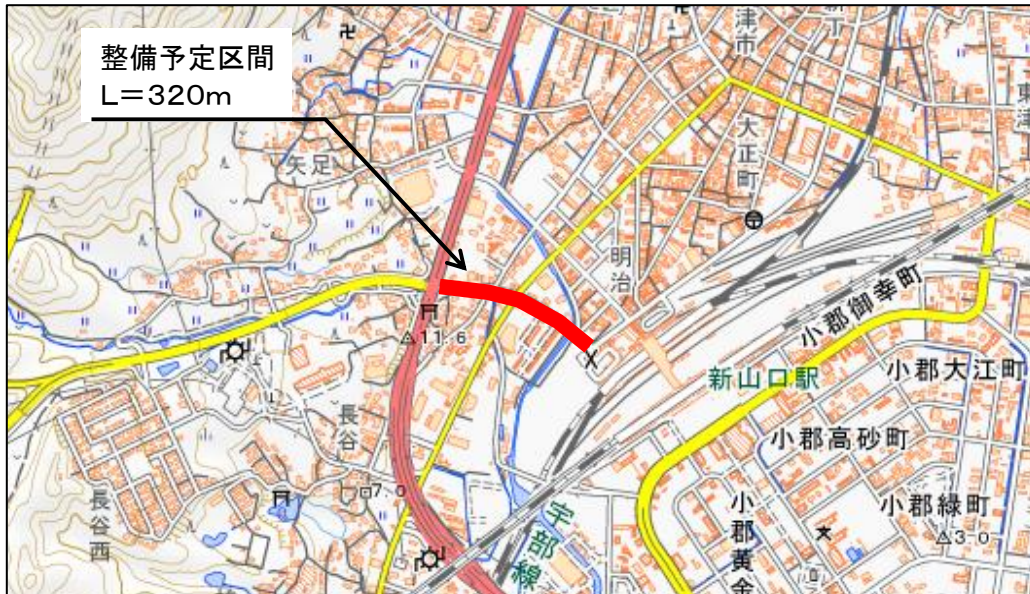
1. 事業概要

整備箇所：都市計画道路新山口駅長谷線（山口市小郡下郷）

延長：L=0.3km W=23.0m

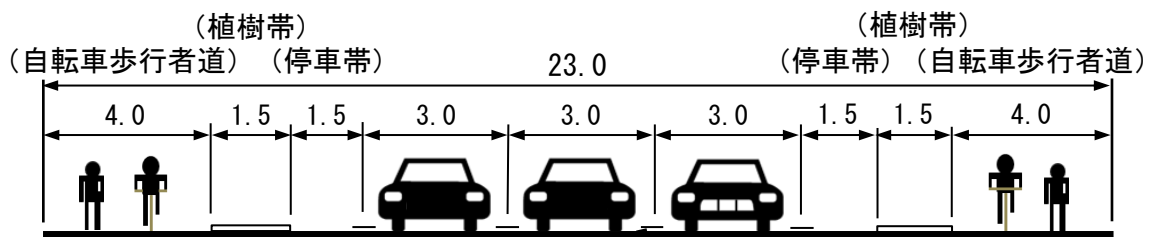
整備内容：自転車歩行者道の整備、通行区分標示

2. 位置図



※この地図は、国土地理院の地理院地図（電子国土 Web）の一部を掲載したものである。

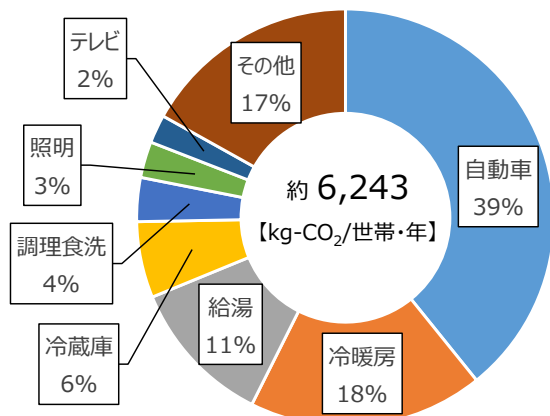
3. 整備イメージ



アプリの活用等による、日常生活での自転車利用を促進する取組の推進

「サイクール・ライフアプリ」を活用した電子スタンプラリーやグループコンテストの実施等により、CO₂を排出しない自転車の利用拡大による地球温暖化対策の推進を図っている。

◆山口県の家からのCO₂ 排出内訳



日常生活により排出されるCO₂は、自動車利用によるものが最も多い。

【引用データ】

環境省平成24年度家庭エコ診断
推進基盤整備事業分析結果データ



～サイクール・ライフアプリとは～

(1) 概要

自転車による走行距離の計測と、CO₂削減量等の「見える化」ができる山口県オリジナルのスマートフォン用アプリ。平成30年7月より無料公開。

(2) 主な機能

- ①自転車による移動情報（距離等）をGPS機能により計測
- ②走行距離、CO₂削減量、消費カロリーを累計・月・日ごとに閲覧
- ③自分の自転車写真の登録や、アプリ利用者の登録した写真の閲覧

主要ゲートウェイにおけるサイクルステーションの配備例

～サイクルステーションとは～

レンタサイクルの運営と共に、サイクリストが立ち寄って休憩でき、簡単な整備も可能な工具セットや空気入れを備えた施設。



○本県中央部の玄関口である新山口駅への設置例

「サイクルステーション」と併せて、鉄道などの公共交通機関を使って輪行で来県したサイクリストが、自転車を組み立てるために使えるスペース「サイクルピット」も設置されている。

◆サイクルステーションの整備状況（2019年6月末時点）

| | |
|---------------|------------------------------------|
| 下関地域 | 下関駅（北自転車駐車場）、西長門リゾートホテル |
| 萩・長門地域 | 道の駅センザキッチン、スマイル貸自転車営業所（東萩駅） |
| 宇部・山陽小野田・美祢地域 | 大正洞清風苑、秋吉台観光交流センター |
| 山口・防府地域 | 新山口駅駅レンタカー、湯田温泉観光案内所、十種ヶ峰WOOD PARK |
| 周南・柳井地域 | グリーンステイながうら、道の駅サザンセトとうわ、竜崎温泉潮風の湯 |

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

自転車競技や、日常生活における自転車利用も含めた生涯スポーツの普及奨励により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、県民の健康寿命の延伸等を目指す。

このため、生活習慣病を予防し、あるいは寝たきりにならずに人生を健康に過ごし、生活の質の向上に資するよう、県民の健康に関する情報を収集・理解・活用する力の向上を図るとともに、自転車の利用促進につながるまちづくりと連携し、日常の身体活動量の増加・底上げを図る。

また、青少年の体力の向上や県民の余暇の充実に資するよう、サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人がサイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図る。

(実施すべき施策)

7. 関係団体と連携した自転車競技の普及・振興
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツ振興の推進
9. 県民の健康への関心を高めることを目的とした、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 企業への呼びかけ等による自転車通勤などの促進

【誰もが楽しめるサイクルスポーツ振興の推進】



目標3 サイクルツーリズムの推進による観光目的地やまぐちの実現

自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ体験型・交流型旅行の促進や、県民参加型サイクリングイベント、トップアスリートが参加する国際大会等の自転車競技の誘致・開催等を通じた交流人口の拡大、観光地域づくりを推進し、自転車を活用した地域の活性化を図る。

このため、県や関係市町、民間団体等で組織する、サイクル県やまぐち推進協議会を中心に、これまでの取組で整備されたサイクルスポーツ環境を活かしながら、民間を主体としたサイクルツーリズムを確立するという「サイクル県やまぐち」Projectの新たなステージに踏み出すための基盤づくりに取り組む。

また、他県と協力した広域サイクリングルートの提案と、サービス水準の向上を図り、国の制度・基準に準拠したサイクリングルートとしてブランド化を図るとともに、サイクルイベントの開催や民間活力を活用したプロモーションに取り組むことにより、国内外のサイクリストの誘客を図る。

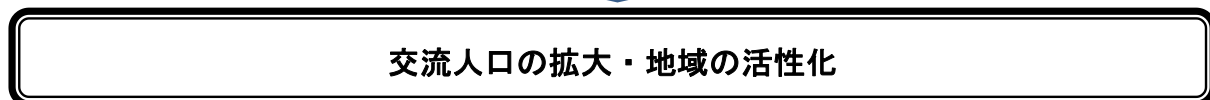
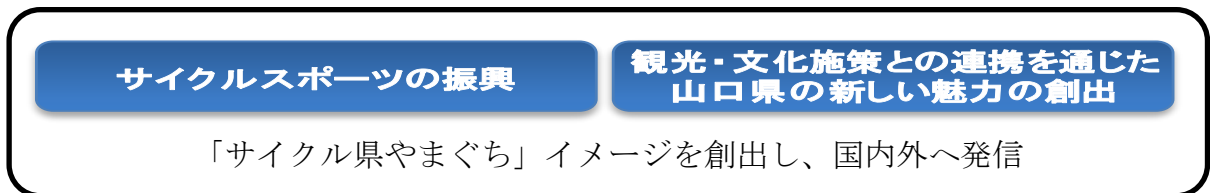
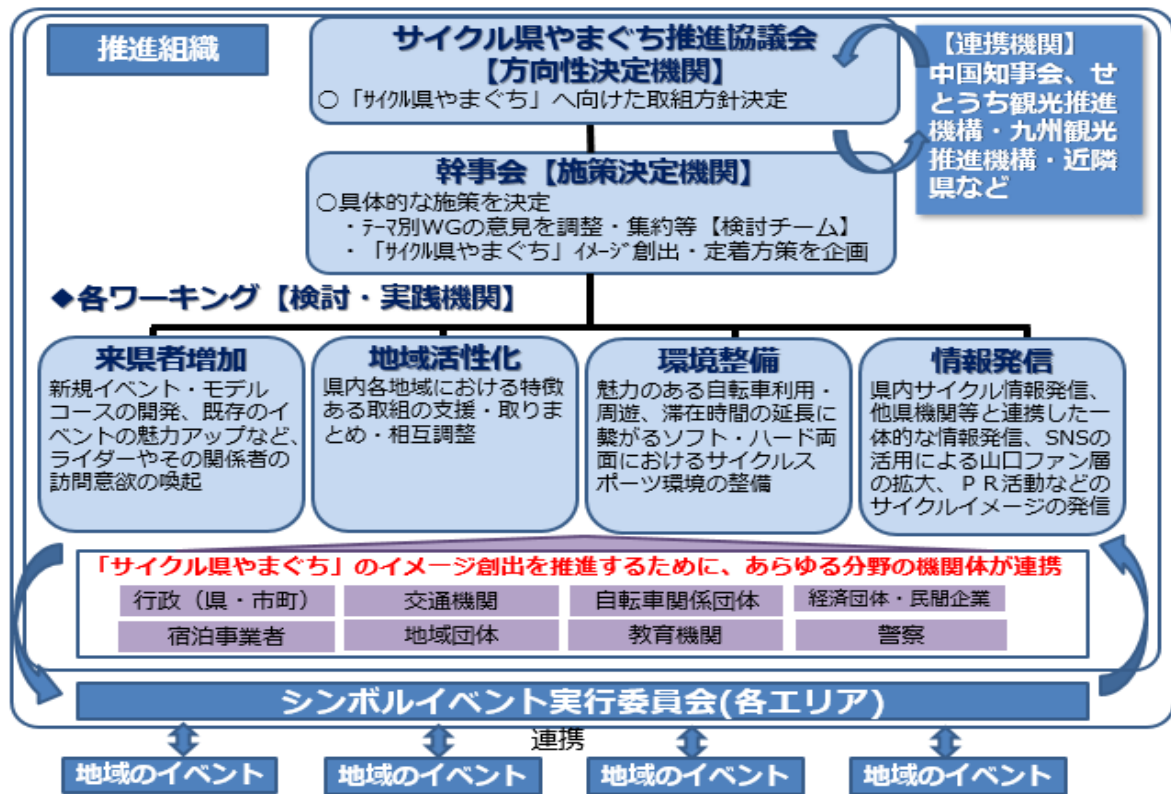
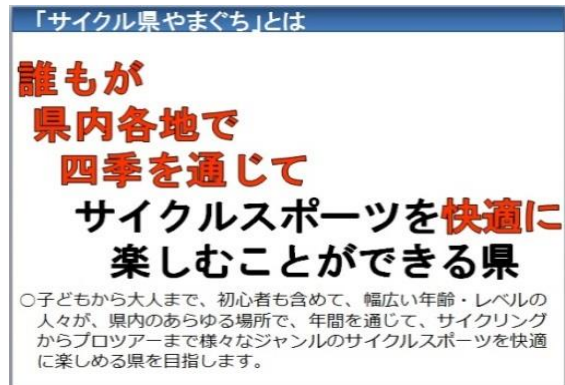
(実施すべき施策)

11. 海外向け情報発信の強化
12. 官民が連携した走行環境の整備、受入環境の整備及び効果的な情報発信による、世界に誇るサイクリング環境の創出及びサイクルツーリズムの推進



官民連携によるサイクルツーリズムの推進

サイクルスポーツの振興、観光・文化施策との連携を通じた山口県の新しい魅力を創出し、「サイクル県やまぐち」Project の取組を国内外に発信することで、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。



民間を主体としたサイクルツーリズムの確立

「サイクル県やまぐち」の実現に向けて、次の3つを柱にプロジェクトを推進する。

1 シンボルイベントの開催

- ◆ 地域の資源や特性を生かした、地域主体のイベント開催を促進し、新たな魅力のあふれたイベントとして定着させる。

【秋吉台カルストロードレース】



【十種ヶ峰国際ダウンヒル】



【BMXショー】



2 サイクルスポーツ環境の整備

- ◆ 快適で安心・安全にサイクリングができる環境を整備する。
 - ・サイクルエイド（休憩所、自転車ラック、トイレ・工具の貸出）やサイクルステーション（レンタサイクル）の整備
 - ・サイクルピット（主要駅等における自転車の組み立て、整備ができるスペース）の整備
 - ・宿泊施設へのサイクリスト用設備（夜間保管用の自転車ラック、組み立て、整備スペース等）の設置
 - ・路面標示による走行環境の整備
 - ・観光スポットやおすすめの食事、温泉、宿泊場所、体験型コンテンツ等の情報を記載した詳細版サイクリングマップの作成
 - ・長期滞在に向けた体験コンテンツの創造
 - ・サイクリングエバンジェリスト（サイクリング観光客に対する県内サイクル施設の総合案内や、県内施設・ガイドを活用したサイクリングツアー造成の支援等を行う民間人）の積極的な活用

3 効果的な情報発信

- ◆ WebやSNSを活用した情報発信について、民間の力を活用し、より魅力的・効果的な情報発信を展開する。
 - ・アクセラレーター（SNSを活用して、県内の食や景観、サイクル情報等を発信する民間人）による情報発信の本格稼働
 - ・海外情報誌への情報発信や多言語サイクリングマップの作成

◆サイクリスト受入環境の整備

【サイクルエイド】

サイクリストが気軽に利用出来る休憩施設。トイレ、飲料販売のほか、空気入れや簡易修理工具セットを備えている。



【サイクルステーション】

レンタサイクルの運営と共に、サイクリストが立ち寄って休憩でき、簡単な整備も可能な工具セットや空気入れを備えた施設。



【サイクルピット】

鉄道や船舶等で輸送してきたサイクリストが自転車を組み立てるためのスペース。



【宿泊施設】

室内で自転車の保管・組立が出来るスペースや工具等を設置した宿泊施設。



【路面標示】

モデルルート等に、距離、道案内の路面標示などの走行環境整備。



【自転車公園・スキルパーク】

子どもや大人が楽しみながら自転車の技術を向上できる施設。（パンプトラックなど）



官民連携による先進的な広域サイクリングルートの整備

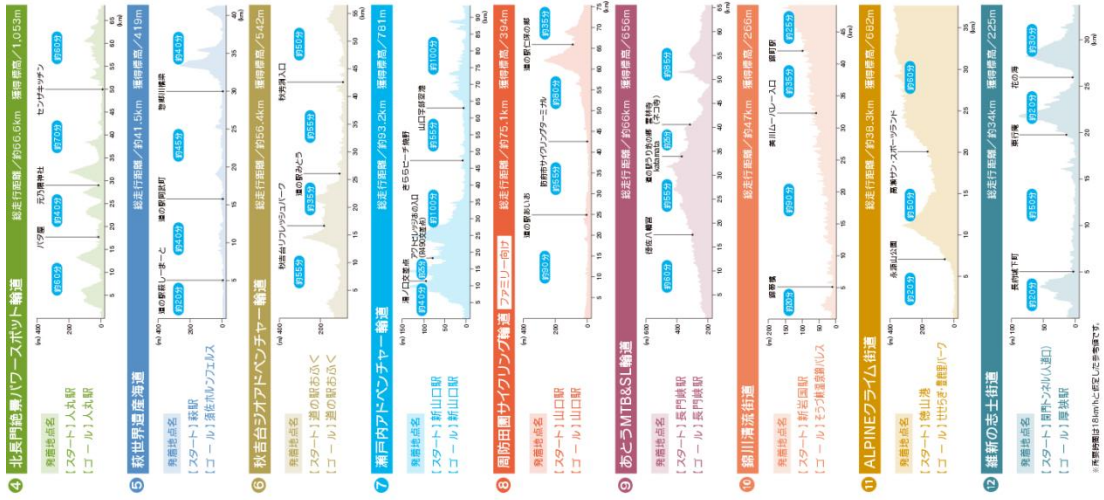
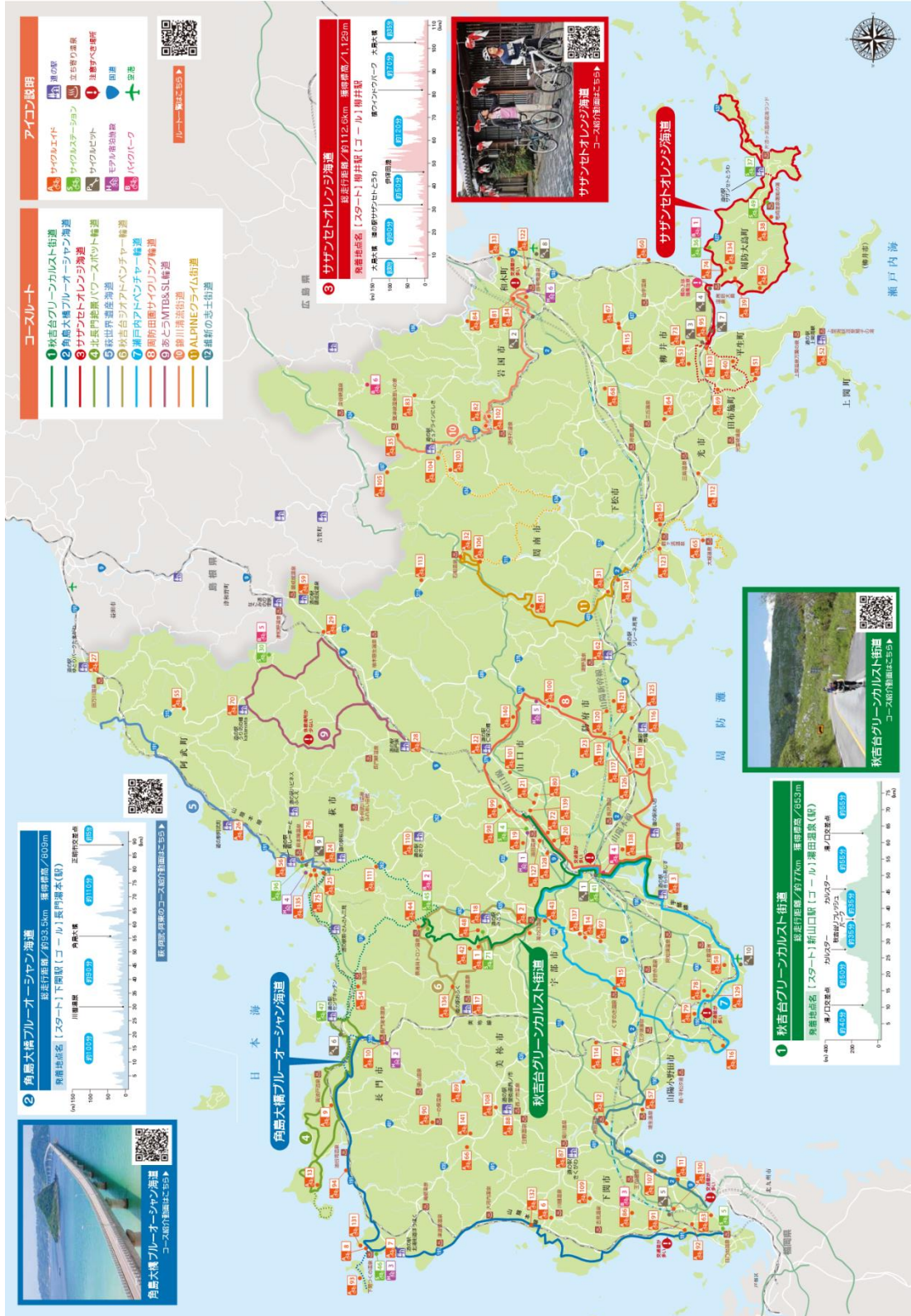
◇ サイクル県やまぐち推進協議会において、サイクリストに人気の高いルートや各地域の特色を活かした道の駅や観光施設を巡る広域サイクリングルートを設定し、受入環境の整備に取り組んでいる。

| | ルート | 特徴 | 備考 |
|---|----------------|---------------------|-----|
| ① | 秋吉台グリーンカルスト街道 | 秋吉台の美しい景観等を巡る | モデル |
| ② | 角島大橋ブルーオーシャン海道 | 角島大橋、元乃隅神社等人気観光地 | モデル |
| ③ | サザンセットオレンジ海道 | 瀬戸内多島美 | モデル |
| ④ | 北長門絶景パワースポット輪道 | 千畳敷等人気観光スポットが充実 | |
| ⑤ | 萩世界遺産海道 | 萩反射炉ほか、世界遺産が多く集積 | |
| ⑥ | 秋吉台ジオアドベンチャー輪道 | Mine 秋吉台ジオパークの雄大な大地 | |
| ⑦ | 瀬戸内アドベンチャー輪道 | 山、海、湖を楽しめる | |
| ⑧ | 周防田園サイクリング輪道 | 自転車道を走るファミリー向け | |
| ⑨ | あとうMTB&SL輪道 | SL併走、MTB体験ライド | |
| ⑩ | 錦川清流街道 | 錦川の清流と錦帯橋 | |
| ⑪ | ALPINEクライム街道 | 海から山間部までの上級者ルート | |
| ⑫ | 維新の志士街道 | 高杉晋作縁の歴史スポットを散策 | |
| 新 | 山陰ルート（仮称） | 隣県と連携した広域ルート | モデル |

◇ 広域サイクリングルートのうち、県東部、中部、西部に設定されている3つのメインルート及び島根県と連携して新たに設定する山陰ルート（仮称）をモデルルート[別紙①～④]として位置付け、国が指定するナショナルサイクリングルートも見据えて、民間事業者と共に、走行環境整備のほか、観光スポットや食事、温泉、宿泊、体験型コンテンツの充実など、インバウンドにも対応した更に質の高いサイクリング環境の整備や情報発信を行い、誘客拡大、地域の活性化を図る。



設定済の12の広域サイクリングルート





秋吉台グリーンカルスト街道

○ 山口県の陸の玄関口である新山口駅を起点として、3億5千万年から形成されてきた雄大な緑のカルスト台地秋吉台や広大な田園地帯が広がる山口市南部を走り抜けるコース。室町時代に“西の京”と呼ばれた山口市内では、温泉や色濃く残る大内文化の香りが楽しめる。

(主な見どころ) 秋吉台、秋芳洞、周防大橋、湯田温泉(足湯)、瑠璃光寺五重塔

サイクル県やまぐち推進協議会による取組

① 快適で安心・安全にサイクリングができる環境の整備

- **サイクルスポーツ環境の整備** ※箇所、施設数は、H31.3時点
 - ・サイクルエイド(休憩所)の整備 … 12箇所
 - ・サイクルステーション(レンタサイクル)の整備 … 4箇所
 - ・サイクルピット(自転車組立等を行うスペース)の整備 … 1箇所
 - ・モデル宿泊施設への夜間保管用ラック等の設置 … 1施設
- **主要観光スポット等への路面標示の整備**
 - ・交差点や一定の距離ごとに、秋吉台などの主要観光スポット等への進行方向、距離を示す路面標示を2017年度に整備済み … 70箇所



道の駅さくらあじす(サイクルエイド) 路面標示

② サイクルツーリズム推進のための取組

- **やまぐち自転車旅サイクリングマップの作製**
 - ・コース図やサイクルエイド等の位置、見どころ、交通ルールなどを記したサイクリングマップを作製
 - ・日本語版のほか、インバウンド対応として英語版や韓国語版、繁体字版を作製
- **インバウンド部門と連携したサイクルツアーの呼び込み**
 - ・インバウンド部門と連携し、韓国や台湾、タイ等のアジア圏を中心とするサイクルツアーを誘客
 - ・外国人YouTuberや外国人プロガーの情報発信力を活用
 - ・今後は外国人が求める体験型コンテンツを創造することによって、より長期の滞在につながる取組を推進
- **サイクルガイドの養成**
 - ・訪日客用カリキュラムを受講したサイクルガイドを養成し、外国人サイクリストの誘客に対応
 - ・ガイド同士のネットワークを活用し、他の都道府県でツアーを経験した外国人を誘客
- **SNSを活用した情報発信**
 - ・Facebookなどにサイクリングイベント情報や交通安全に関する普及啓発情報等のサイクリスト向け情報を掲載



海外からの誘客(台湾からのサイクリター)



サイクルガイド養成講座



Facebookによる情報発信





角島大橋ブルーオーシャン海道

○九州からの玄関口である下関駅をスタートし、山口県が世界に誇る絶景ポイントである角島・元乃隅神社を目指して北上した後、穏やかな油谷湾に沿って、名湯と名高い温泉郷湯本温泉を目指すコース。左手には蒼瀧や日本海の深く青い海が広がり、右手には山陰本線の電車が走るのどかな風景が楽しめる。

(主な見どころ) 川棚温泉、角島(角島大橋)、油谷湾温泉、東後畑棚田、元乃隅神社、湯本温泉

サイクル県やまぐち推進協議会による取組

①快通で安心・安全にサイクリングができる環境の整備

- サイクルスポーツ環境の整備 ※箇所、施設数は、H31.3時点
 - ・サイクルエイド(休憩所)の整備 … 11箇所
 - ・サイクルステーション(レンタサイクル)の整備 … 2箇所
 - ・モデル宿泊施設への夜間保管用ラック等の設置 … 2施設
- 主要観光スポット等への路面標示の整備
 - ・交差点や一定の距離ごとに、角島大橋や湯本温泉などの主要観光スポット等への進行方向、距離を示す路面標示を2018年度に整備済み … 22箇所



湯本温泉「村ふじ(苅)宿泊施設」路面標示

②サイクルツーリズム推進のための取組

- やまぐち自転車旅サイクリングマップの作製
 - ・コース図やサイクルエイド等の位置、見どころ、交通ルールなどを記したサイクリングマップを作製
 - ・日本語版のほか、インバウンド対応として英語版、繁体字版、韓国語版を作製
- インバウンド部門と連携したサイクルツアーの呼び込み
 - ・インバウンド部門と連携し、韓国や台湾、タイ等のアジア圏からを中心とするサイクルツアーを誘客
- ホームページやSNSを活用した情報発信
 - ・サイクル県やまぐちホームページやFacebook上でサイクルイベント情報等を発信
 - ・コース紹介ブログや動画制作、サイクル県やまぐちホームページやYouTubeに掲載
 - ・今後は民間人(サイクリングエージェンシー)を活用して情報発信力の強化を図る

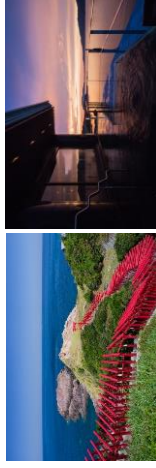
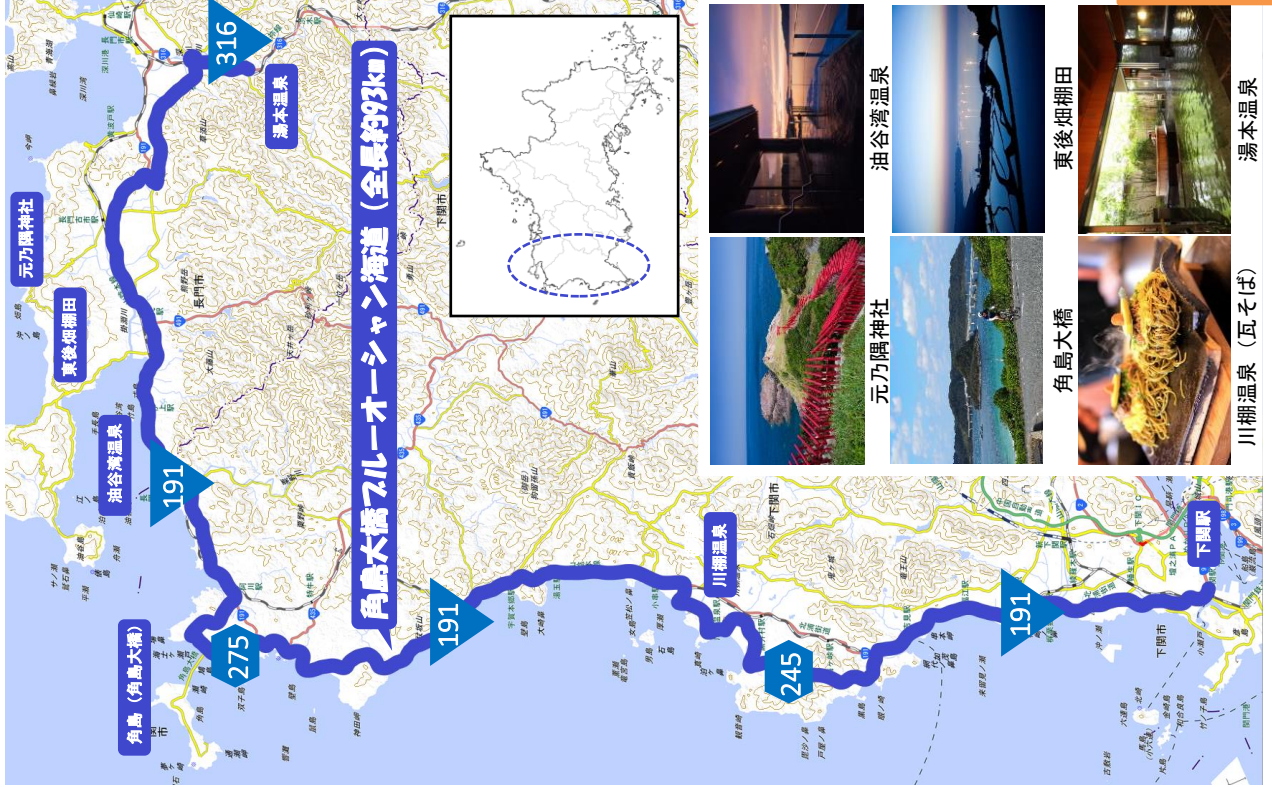
※サイクリングエージェンシー … サイクリング観光客への県内サイクル施設の総合案内やガイドを活用したサイクルツアー造成支援などを行う民間人



やまぐち自転車旅サイクリングマップ

海外からの誘客(韓国からのサイクルツアー)

Facebookによる情報発信



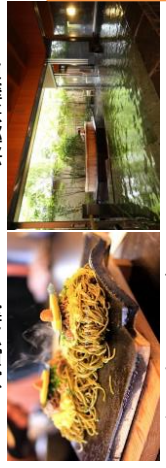
元乃隅神社

油谷湾温泉



角島大橋

湯本温泉



川棚温泉(瓦そば)

湯本温泉

サザンセトオレンジ海道

○江戸時代から残る白壁の町並みが広がる柳井をスタート／ゴールとし、周防大島をぐるりと1周する100km越えのロングライドコース。瀬戸内海の多島美やミカンを眺め、潮風に吹かれながら気持ちよく走れるのが魅力。
(主な見どころ) 柳井・白壁の町並み、大島瀬戸(大島大橋)、道の駅サザンセトとうわ、片添ヶ浜海水浴場、竜崎温泉潮風の湯

サイクル県やまぐち推進協議会による取組

①快適で安心・安全にサイクリングができる環境の整備

○サイクルスポーツ環境の整備 ※箇所、施設数は、H31.3時点

- ・サイクルエイド(休憩所)の整備 … 7箇所
- ・サイクルステーション(レンタサイクル)の整備 … 3箇所
- ・サイクルピット(自転車の組立等を行うスペース)の整備 … 3箇所

※広島県・愛媛県からのゲートウェイである柳井駅、大島駅、柳井港を整備し、しまなみ海道からの誘客を促進。

○主要観光スポット等への路面標示の整備

- ・交差点や一定の距離ごとに、進行方向や距離を示す路面標示を整備 … 24箇所

※柳井駅から大島大橋までの区間については2019年度内に完了予定。



路面標示



柳井・白壁の町並み



大島瀬戸(大島大橋)



片添ヶ浜海水浴場

②サイクルツーリズム推進のための取組

○やまぐち自転車旅サイクリングマップの作成

- ・コース図やサイクルエイドの位置等を記したサイクリングマップを作成(日本語、英語、韓国語、繁体字)
- ・近隣で楽しめる体験イベントや食事処等を記載した詳細マップを2019年度内に作成予定



サイクルガイド養成講座

○サイクルガイドの養成

- ・訪日客用カリキュラムを受講したサイクルガイドを養成し、外国人サイクリストの誘客に対応

○周防大島サイクルアイルランド構想

- ・「島でサイクリングを楽(一社)周防大島町観光協会が中心となり、四国・松山からの誘客を「島」をコンセプトに、中国地方をはじめ、四国・松山からの誘客を図る
- ・広域的な周遊コース(尾道～今治～松山～周防大島～岩国～宮島～広島)を原案
- ・自転車を持ち込んでいない観光客でも気軽にサイクリングを楽しめるよう、サイクルステーション(レンタサイクル)を重点的に整備

ケリンズイながうら(サイクルステーション)





山陰ルート (仮称)

○ 明治維新胎動の地・萩をスタートして、日本シオパークに認定された「萩シオパーク」のエリア内を通過して島根県益田市に至るルートと、ネコ寺として世界的に有名な雲林寺や歴史ある「山陰の小京都」と呼ばれる津和野を経由して島根県益田市に至るルートの2つが選べるコース。胸に自信のあるサイクルリストは、1周まわって両方のルートを楽しむこともできる。(主な見どころ) 世界遺産 明治日本の産業革命遺産、道の駅萩一まーと、惣郷川橋梁、須佐ホルンフェルス、雲林寺 (ネコ寺)

サイクル県やまぐち推進協議会による取組

① 快適で安心安全にサイクリングができる環境の整備

- サイクルスポーツ環境の整備 ※箇所、施設数は、H31.3時点
 - ・ サイクルエイド (休憩所) の整備 … 5箇所
 - ・ サイクルステーション (レンタサイクル) の整備 … 2箇所
 - ・ サイクルビット (自転車組立等を行うスペース) の整備 … 1箇所
 - ・ モデル宿泊施設への夜間保管用ラック等の設置 … 1施設

○ 主要観光スポット等への路面標示の整備

- ・ 交差点や一定の距離ごとに、進行方向や距離を示す路面標示を2019年度から整備開始



サイクルエイト (道の駅阿武町) サイクルビット (東萩駅) 路面標示 (イメージ)

② サイクルツーリズム推進のための取組

○ サイクルガイドの養成

- ・ 訪日客用カリキュラムを受講したサイクルガイドを養成し、外国人ネットワークを活用し、他の都道府県でツアーを経験したサイクルリストを誘客

○ 地元自治体との連携

- ・ 地元自治体である萩市等と、近隣で楽しめる体験イベントや食事処等を掲載した詳細マップの作製やレンタサイクルの整備等において連携した取組を推進

○ 自転車専門雑誌への特集記事掲載によるPR

- ・ 中国地方5県連携の取組として、県境を跨ぐ広域連携サイクリングルートの取組を自転車専門雑誌に掲載してPRし、観光交流の拡大を図る。



※ 島根県内のルートについては、島根県及び関係機関等により決定
 ※ 角島大橋フルオーシャン海道との接続については、今後関係機関との協議等を踏まえ検討



目標4 自転車事故のない安心・安全な社会の実現

歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し尊重しあう、安心・安全な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。

また、近年、全国では、自転車利用者が加害者となる事故の損害賠償において、加害者側に高額な賠償命令が出ていることなどを踏まえ、被害者救済の観点から、自転車利用者に対する自転車保険等への加入促進に向けた広報啓発活動等を行う。

さらに、災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車の有効活用を図ることにより、地域社会の安心・安全を向上させる。

(実施すべき施策)

13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について県民に分かりやすく示すことによる、高い安全性を備えた自転車の普及の促進
14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上の促進、安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組の推進
15. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施による、自転車の安全な利用の促進
16. 自転車を含む交通安全教育を推進するための、学校における交通安全教室の開催等の推進
17. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進（実施すべき施策1の再掲）
18. 危機管理体制の強化のための、災害時における自転車活用の推進による地域社会の安心・安全の向上

◆ 自転車交通安全教育の推進等

交通安全教室

【自転車交通安全教室】



【自転車の安全点検】



【スケアードストレイト】
交通事故の再現による疑似体験



小中学校におけるヘルメットの着用に関する啓発等

【正しいヘルメットの着用】



【保護者向け講習】



山口県交通安全学習館における啓発

【自転車シミュレーター】



【模擬市街地】



【自転車技能コース等】



3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

2. で述べた自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別表のとおり定める。

4. 自転車の活用に関する施策を推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた目標を達成するため、国や関係市町と連携して施策の推進を図る。また、市町に対して、法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画（以下「市町版推進計画」という。）の策定を促すとともに、市町版推進計画に位置付けられた施策の実施に当たっては、国、関係市町、公共交通事業者その他の民間事業者、県民等が相互に連携が図られるように、国の地方支分部局をはじめとする関係者に対して要請する。

さらに、自転車活用の推進に携わる関係団体等の担当者が情報共有できる機会を設けるなど、先進事例の横展開や、課題解決に向けた議論を深めるための取組を推進する。

(2) 計画のフォローアップと見直し

本計画について、必要に応じて有識者の助言を受けるとともに、別表に示す指標を設定した施策については、当該指標を用いつつ取組状況のフォローアップを行う。

また、計画期末に、施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて、本計画の見直しを行う。

(3) 調査、広報活動等

自転車の利用実態や自転車活用による様々な調査結果等の情報収集に努める。

さらに、自転車の活用について県民の理解と関心を深めるために、県民各層に対して、自転車の魅力を多面的に訴求する広報活動を展開する。

別表（計画期間中に講ずべき措置）

| 目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成 | | 指標 |
|---|---|----|
| 施策 | 措置 | |
| 1. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車と自転車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進 | <p>① 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。</p> <p>② 自転車利用者の利便性向上を図るため、推奨行程だけでなく、飲食店舗情報や体験コンテンツ等の詳細な情報を記載したサイクリングマップを作成するとともに、自転車利用者が情報を共有できるWebの在り方について検討する。</p> <p>③ 関係する市町と連携して、主要な観光地周辺等の道路における、自転車通行空間の整備を推進する。</p> <p>④ 「ぶちエココやまぐち」を合言葉にCO₂削減県民運動を実施し、「サイクル・ライフプロジェクト」や「ノーマイカー運動」における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。</p> <p>⑤ 自転車活用推進計画の策定手順や参考となる先進的な取組事例等の情報を収集し、市町に周知すること等により、市町における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。</p> <p>⑥ 路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善やコスト縮減に関する取組について検討するとともに、市町との情報共有に努める。</p> <p>⑦ 関係機関や市町に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月19日道路局長・交通局長通知）の周知に努めるとともに、教育委員会、学校、子ども・保護者、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて、自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。</p> | |
| 2. 公共交通機関との接続を強化するためのシェアサイクル・レンタサイクルの普及の促進 | <p>① シェアサイクル普及促進のための事業の規制の必要性や支援の在り方等について検討するとともに、市町との情報共有に努める。</p> <p>② 市町のサイクルポート設置に向けた検討や導入にあたり必要な支援について検討する。</p> | |

| | |
|--|---|
| | <p>③ 市町が駅等の周辺において、サイクルポートの設置を検討する場合、市町と連携して関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置等の協力を求めていく。</p> <p>④ 市町が公共交通を補完する交通システムとして、導入を検討するシェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備について検討する。</p> <p>⑤ 駅等の主要ゲートウェイにおける貸出自転車の重点配備を検討する。</p> |
| <p>3. 県及び市町と公共交通事業者の連携の強化による地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備</p> | <p>① 路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るための国の検討結果を踏まえ、県の占用許可基準について検討する。</p> <p>② 自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組について、検討するとともに市町との情報共有に努める。</p> <p>③ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなければならぬ。」という規定に基づき、市町等からの要望に応じ、国の助言等も得ながら鉄道事業者に積極的な協力を求める。</p> <p>④ 多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、先進事例の収集や市町との情報共有に努める。</p> |
| <p>4. 国の社会実験等を踏まえた、駐輪場やシェアサイクル等の運営、放置自転車対策等の効率化に向けた自転車のIoT化の促進</p> | <p>① 国の社会実験の結果を踏まえた施策やIoT共通基盤技術を活用したシェアサイクル等への適用について検討するとともに、市町との情報共有に努める。</p> <p>② 自転車の利用実態の把握等による効率的な自転車ネットワーク計画の策定を促進するため、情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策等に関する検討及び関係市町への助言を行う。</p> |
| <p>5. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携した交通分野の低炭素化や生活道路における通過交通の抑制、無電柱</p> | <p>① 県及び市町が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等について検討し、必要な整備を進める。</p> |


| | |
|--|---|
| <p>化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取組の実施</p> | <p>② 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設定等、ハードとソフト両面から交通安全対策を進める。</p> <p>③ 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。</p> |
| <p>6. 路外駐車場・荷さばき用駐車スペースの整備や、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等による、自転車通行空間の確保</p> | <p>① 物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域における荷さばきルールの設定促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等について検討する。</p> <p>② 植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する弾力的な運用の在り方について検討する。</p> <p>③ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置の検討や、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえた停車帯の設置又は駐車禁止の規制の実施等について検討する。</p> <p>④ 地域住民の意見・要望等を踏まえて、違法駐車の取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直しし、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車通行空間上をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。</p> <p>⑤ 駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用者の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。</p> |

| 目標 2 サイクルスポートの振興等による活力ある健康長寿社会の実現 | | |
|--|--|--|
| 施策 | 措置 | 指標 |
| 7. 関係団体と連携した自転車競技の普及・振興 | ① 自転車競技団体等の関係団体と連携しながら、自転車競技の普及・振興を図る。 | ○ 健康寿命 ◆ 日常生活に制限のない期間の平均 【実績値】 (2016年度) 男性 72.18年 女性 75.18年 【目標値】 (2022年度) 延伸させる |
| 8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出、幅広い年齢層におけるサイクルスポーツ振興の推進 | ② 障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。 ③ タンデム自転車により安全で快適な走行環境のあり方等について、各地域の道路交通環境等を踏まえ検討する。 | |
| 9. 県民の健康への関心を高めることを目的とした、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進 | ① 県民誰もが生涯を通じて健康に暮らし、元気で活躍できるよう、自転車を活用した健康及び体力の保持増進に関する広報啓発を推進する。 ② 「サイクル県やまぐち」Projectによるサイクルツーリズム等を推進しながら、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光コンテンツが連携した事業の導入、広報活動について検討及び推進する。 ③ 地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法等について検討する。 | ◆ 日常生活動作が自立している期間の平均 【実績値】 (2016年度) 男性 79.38年 女性 83.89年 【目標値】 (2022年度) 延伸させる |
| 10. 企業への呼びかけ等による自転車通勤などの促進 | ④ 県及び市町が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備等について検討し、必要な整備を進める。(5-①の再掲) ⑤ 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図る。(5-③の再掲) ① 地球温暖化対策の一環として、マイカー通勤から自転車通勤への転換を推進する。 ② 企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するための、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの市町等への周知を図る。 ③ 県の機関において、自転車通勤者や庁舎等への来訪者のために必要な駐輪場等を整備するほか、必要な施策を検討する。 | ○ 県民のスポーツ実施率 【実績値】 29.3% (2016年度) 【目標値】 65.0% (2022年度) |

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光目的地やまぐちの実現

| 施策 | 措置 | 指標 |
|--|---|--|
| <p>11. 海外向け情報発信の強化</p> <p>12. 官民が連携した走行環境の整備、受入環境の整備及び効果的な情報発信による、世界に誇るサイクリング環境の創出及びサイクルツーリズムの推進</p> | <p>① 関係市町及び団体等で構成するサイクル県やまぐち推進協議会と連携し、自転車の活用に関する「サイクル県やまぐち」Projectのポータルサイトの情報を多言語化するなど、海外向け情報発信を強化する。</p> <p>① 関係市町及び団体等で構成するサイクル県やまぐち推進協議会により設定し、官民連携によるサイクリストの受入環境の整備に取り組んでいる12の広域サイクリングルートのうち、県東部、中部、西部に設定されている3つのメインルート及び島根県と連携して新たに設定する山陰ルート（仮称）の計4ルートについて、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートに設定し、迷わず安全に走行できるように多言語マップの作成・路面標示等の環境整備や、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、世界に誇るサイクリングルートの整備を図る。</p> <p>② 大規模自転車道を含めた、広域サイクリングルートの整備を推進する。その際、サイクリストの安全や利便性を確保するため、道路管理者及び関係市町等と共に、路面標示等を整備する上での課題等について、連携して検討・対応する。</p> <p>③ 広域サイクリングルートについて、インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要件の充実に努める。</p> <p>④ 観光プロモーターと連携した海外の旅行会社への継続的なセールス活動などを通じて、県内の魅力あるサイクリングルート等の情報発信を行う。</p> <p>⑤ 公共交通事業者と連携して実施するサイクリングツアーなどの取組事例について、関係市町との共有を図るとともに、サイクリスト受入サービス等の実施について検討を促す。</p> <p>⑥ 各ルート上の鉄道駅や空港等の主要ゲートウェイにおけるサイクルステーションやサイクルピット等のサイクリストの受入サービスを充実させる。</p> <p>⑦ 官民連携により進める「サイクル県やまぐち」Projectのより効果的な発信手段として、県内サイクリスト等から認定するアクセラレーターを活用し、SNS等による山口県の魅力発信に取り組む。</p> | <p>○ 先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数</p> <p>【実績値】3ルート (2018年度)</p> <p>【目標値】4ルート (2022年度)</p> |

目標 4 自転車事故のない安心・安全な社会の実現

| 施策 | 措置 | 指標 |
|---|--|---|
| <p>13. 自転車が備えるべき安全性に関する品質基準について県民に分かりやすく示すことによる、高い安全性を備えた自転車の普及の促進</p> | <p>① 県民が安全に自転車を利用できるよう、自転車の事故情報等の収集を行い、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストの結果等も活用しつつ、県民へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。</p> <p>② 自転車の積載制限について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討する。</p> | <p>○ 自転車の安全基準に係るマークの普及</p> <p>S B A A ・ B A A A マーク</p>   |
| <p>14. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上の促進、安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組の推進</p> | <p>① 自転車利用者のより安心・安全な自転車の活用に繋がる点検整備を促進するため、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。</p> | <p>T S マーク</p>  |
| <p>15. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施による、自転車の安全な利用の促進</p> | <p>① 市町や民間団体等と連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の自転車利用者に対する通行ルール等の周知を図る。</p> <p>② 自転車の安全利用について、県民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。</p> <p>③ 交通事故の被害を軽減するため、県や市町が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。</p> <p>④ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。</p> <p>⑤ 交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上等を図る。</p> <p>⑥ 高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室を実施する。</p> <p>⑦ 自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。</p> <p>⑧ 自転車の交通ルール遵守について、県及び市町の職員に対して、自転車通行ルール等の周知徹底を図る。</p> | |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>⑨ 道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を引き続き行っていく。</p> <p>⑩ 自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。</p> <p>⑪ リヤカーを牽引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを行う。</p> <p>⑫ 地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。</p> <p>⑬ 高額賠償となる可能性がある自転車事故に備えるため、自転車利用者等の損害賠償保険等の加入を促進し、必要な情報提供、普及啓発を行う。</p> | <p>○ 公立学校における交通安全教室の実施状況 【実績値】小:99.7%、中:83.0%、特支:73.3% (2019年2月調査) 【目標値】増加させる (2022年度)</p> <p>○ 公立学校における通学路安全マップ (交通安全) の作成 【実績値】小:95.5%、中:89.1%、高:37.0%、特支:26.7% (2019年2月調査) 【目標値】増加させる (2022年度)</p> |
| <p>16. 自転車を含む交通安全教育を推進するための、学校における交通安全教室の開催等の推進</p> | <p>① 交通安全教室等の開催を推進する。</p> <p>② 交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。</p> <p>③ 教育委員会、学校、子ども・保護者、警察、道路管理者等が連携して、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行い、必要に応じた整備を行う。</p> | |
| <p>17. 自転車交通の役割の拡大に向けた、歩行者と自転車、自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備、市町の自転車活用推進計画の策定促進 (1. の再掲)</p> | <p>① 自転車交通を含め、全ての交通に対しての安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。 (1-①の再掲)</p> <p>② 自転車利用者の利便性向上を図るため、推奨行程だけでなく、飲食店舗情報や体験コンテンツ等の詳細な情報を記載したサイクリングマップを作成するとともに、自転車利用者が情報を共有できるWebの在り方について検討する。 (1-②の再掲)</p> <p>③ 関係する市町と連携して、主要な観光地周辺等の道路における、自転車通行空間の整備を推進する。 (1-③の再掲)</p> | |

| | |
|--|---|
| | <p>④ 「ぶちエコやまぐち」を合言葉にCO₂削減県民運動を実施し、「サイクル・ライフプロジェクト」や「ノーマイカー運動」における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。</p> <p>(1-④の再掲)</p> <p>⑤ 自転車活用推進計画の策定手順や参考となる先進的な取組事例等の情報を収集し、市町に周知すること等により、市町における自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。</p> <p>(1-⑤の再掲)</p> <p>⑥ 路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善やコスト縮減に関する取組について検討するとともに、市町との情報共有に努める。</p> <p>(1-⑥の再掲)</p> <p>⑦ 関係機関や市町に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努めるとともに、教育委員会、学校、子ども・保護者、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて、自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。</p> <p>(1-⑦の再掲)</p> |
| <p>18. 危機管理体制の強化のための、災害時における自転車活用の推進による地域社会の安心・安全の向上</p> | <p>① 国による災害時における自転車の活用に関する課題や有用性の検討結果を踏まえ、住民の避難等、災害時における自転車の活用を検討する。</p> <p>② 「サイクル県やまぐち」Projectが配備するサイクルステーションのレンタルサイクルについて、災害等におけるボランティア活動への貸出しを検討する。</p> |